

質問回答書

本プロポーザルに対する、令和8年1月26日(月)から2月9日(月)までに受け付けました質問への回答は次のとおりです。

No	質問内容	回答
1	将来ビジョン具体化に向けた事業検討パートナーとの検討状況で、具体的に公開できる情報がありましたら共有をお願いします。	(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業に係る将来ビジョン具体化検討業務は、現在委託期間中のため、その成果品の公表は差し控えます。 ただし、参加申込受付期間に参加申込書を提出し、参加資格を有することを本町が確認した者については、個別説明の機会を設けます。 なお、個別説明の実施方法については、実施要領3事務局にお問い合わせください。
2	デザインガイドラインの運用では策定後、実際の基盤整備や民地の開発時にデザインガイドラインが遵守されているかの確認、助言を貴町が主体的に担っていくことと想像しますが、デザインガイドライン策定者あるいは第三者機関が関わっていくことなども考えられますか?どんな運用を目指しているか現時点で共有できる情報がありましたらお願いいたします。	本町としては、デザインガイドライン策定後の運用(ガイドラインが遵守されているかの確認)は重要と考えます。 デザインガイドラインの運用は長期にわたることが想定されるため、その運用に係る責任者を分野(建築・ランドスケープ・照明等)ごとに明示するような提案を期待しています。
3	様式第10号、業務実績調査の契約金額については民間プロジェクトの場合、守秘義務があるため非公開でよろしいでしょうか?	「契約金額(税込み)」の記載がないものであっても提出書類としては受け付けます。 ただし、「業務名」、「発注者(地方公共団体名等)」、「契約金額(税込み)」、「契約期間」、「業務概要」のうち、そのいずれかを記載しない場合は、資格審査及び書類審査の評価に際し、以下のとおり影響が生じる可能性があることを申し添えます。 ①資格審査 ・上記内容を記載しないこと(業務実績を証する書類の全部又は一部を非開示とすること

		<p>を含む)によって、実施要領4 参加資格の(2) (3)を満たすことが確認できない場合は、 当該プロポーザルへの参加を認めない。</p> <p>②書類審査の評価(様式第10号)</p> <ul style="list-style-type: none">・上記内容を記載しないこと(業務実績を証 する書類の全部又は一部を非開示とすること を含む)によって、業務実績を客観的に評価 することができない場合は、書類審査の評価 の対象外とする。
--	--	---